

# 災害派遣等従事車両証明書の申請手続き案内

平成 23 年 1 2 月 1 日（木）から取扱いが以下のとおりとなりましたので、ご注意ください。

## 1 災害派遣等従事車両証明書について

被災地の災害救助等に使用する車両について、東日本高速道路株式会社等の有料道路通行に係る料金を免除するものです。

## 2 証明書の発行対象について

### ( 1 ) 適用期間

平成 23 年 3 月 11 日 ~ 平成 24 年 3 月 10 日

### ( 2 ) 目的地

岩手県、宮城県及び福島県を目的地とする場合

### ( 3 ) 対象車両

今回の東北地方太平洋沖地震に伴い、次のいずれかに合致する車両が対象となります。

ア 県及び市町村の要請に基づき、災害対策に従事する車両

イ 被災者の避難所又は被災した県市町村の災害対策本部（物資集積所を含む）への支援物資輸送車両のうち、被災地の自治体等からの承諾や支援要請等を受けている車両

ウ ボランティア活動に従事する車両のうち、被災地の自治体等からの承諾や支援要請等を受けている車両

エ 宮城県においてライフラインの確保等を目的とするもので特に緊急性が高いと認められる車両

オ 福島県において原子力災害復旧作業に使用する車両

## 3 手続きについて

( 1 ) 本証明書は県（県庁及び各総合支庁）、市町村、消防本部において発行しております。（警察では発行していません。）

( 2 ) 申請にあたっては、申請書の記入に加えて、車検証の写し及び運転免許証等の身分を証明できるものの写しの提出が必要となります。

( 3 ) 本証明書は車両毎の発行となりますので、車両 1 台につき 1 枚申請書を記入していただきます。また、使用する車両全てについて車検証が必要となります。

(4) 本証明書は高速道路出口にて通行1回につき1枚の提出となりますので、あらかじめ車両毎の運行計画(通行年月日・通行IC・往復回数)を定め、提出してください。

(5) 災害派遣等従事車両の識別を明確に行うため、次の資料を添付してください。

ア 県及び市町村の要請に基づき、災害対策に従事する車両

県及び市町村からの承諾書、要請書、契約書又は協定書等

イ 支援物資輸送車両、ボランティア活動に従事する車両

(ア) 被災自治体、社会福祉協議会(ボランティアセンター)等からの承諾書、要請書、契約書又は協定書等

(イ)(ア)に示す書類の添付が困難な場合は、次の内容を記載した書面

a 具体的な従事の内容

(支援物資の品目や数量、ボランティアの内容及び従事期間)

b 目的地又は従事する区域

c 承諾や支援要請を得た被災自治体、社会福祉協議会(ボランティアセンター)等の担当職員の所属、氏名及び連絡先

(6) 2(3)エ又はオに該当する車両の具体的な基準及び添付すべき資料については、各県ホームページをご確認ください。

・宮城県ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/kikitaisaku/higasinihondaisinsai/saigaihakensyaryou.html>

・福島県ホームページ

[http://www.pref.fukushima.jp/j/tekiyouki\\_junn0601.pdf](http://www.pref.fukushima.jp/j/tekiyouki_junn0601.pdf)

#### 4 注意事項

(1) 高速道路出口では証明書を提示するだけでなく、必ず係員に提出してください。

(2) 発行済みの証明書について、変更等ある場合は再発行いたしますのでご相談ください。(各自で訂正することのないようにしてください。)

(3) 原則1往復につき証明書2枚の発行となります。ただし、岩手県災害ボランティアセンター(岩手県社会福祉協議会)に登録し、その指示又は依頼により行動するボランティアについては往路のみ1枚の発行となり、活動中の移動及び復路については活動先の岩手県庁総合防災室等で発行を行います。車両台数、往復回数が多い場合は証明書の発行にお時間をいただく場合がございます。

問い合わせ先

担 当 山形県生活環境部危機管理・くらし安心局

危機管理課 防災担当 田中

電 話 023-630-2255

F A X 023-633-4711